

## 平成21年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 平成21年7月28日(火) 午後3時00分～午後4時05分  
場 所 教育委員会室

### 議事日程

#### 第 1 協議

##### 【こども総務課】

(1) 平成21年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

##### 【育成・指導課】

(1) 平成22年度～平成23年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択

(2) 平成22年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

(3) 平成22年度使用 中等教育学校後期課程用教科用図書採択

#### 第 2 報告

##### 【副参事(特命担当)】

(1) 新型インフルエンザ

#### 第 3 その他

出席委員 (4名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育長職務代理者	島崎 友四郎

出席職員 (7名)

特命担当部長(次世代育成担当)	立川 資久
参事(こども健康担当)	大井 照
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
育成・指導課統括指導主事	内藤 千春

欠席職員 (2名)

こども総務課長	峯岸 邦夫
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございまして、傍聴を許可していることをご報告しておきます。  
ただいまから平成21年教育委員会第13回定例会を開会します。  
本日は、峯岸こども総務課長、吉野児童・家庭支援センター所長は欠席をしております。  
それから、今回の署名委員は、福澤委員にお願いいたします。

◎日程第1 協議

こども総務課

(1) 平成21年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

育成・指導課

(1) 平成22年度～平成23年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択

(2) 平成22年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

(3) 平成22年度使用 中等教育学校後期課程用教科用図書採択

市川委員長 | それでは、早速、第1の協議に入ります。  
初めに、教育長職務代理人より、平成21年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、これを説明してください。

教育長職務代理人 | 前回の7月14日の教育委員会におきまして、平成21年度の主要施策に基づきます「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の実施」について、その基本的な考え方ですとかスケジュール、それから、想定しております事業の内容等についてご説明申し上げ、さらに、平成20年度の教育関係の事務事業の一覧を示させていただきました。その後、教育委員会事務局で、評価の対象事業についての精査を行いまして、平成20年度の主要施策の成果に載っている全ての事業ではなくて、継続的に点検・評価することが好ましい事業について、この中から幾つか選択して、評価していくことにしたいということで、資料の1から6についての事業をご提案させていただきたいと思っています。

それからもう一点、7月21日にこの点検・評価にかかります有識者の会議を開かせていただきまして、その中で、有識者の方から点検・評価を行うにふさわしい事業のご提案をいただきました。それが、この7番から11番までです。1つが「サービス評価制度の推進」ということです。教育活動については、学校で、外部評価を行っておりますので、そういう教育事業の外部評

価について評価したらどうかということ、保育園でも評価機関による第三者評価を受けていますので、この評価機関による保育園の第三者評価の状況と  
かについても、改めて評価したらどうかという意見をいただきましたので、  
これについても盛り込んでいきたいと思っています。

それから、9番は、学校で健康・食育・体力向上に取り組んでいますので、その進捗状況ですとか、成果がきちんと上がっているかどうか、その辺  
の評価をしたらどうかということです。

それから、10番は、昨年も評価委員からのご指摘があったことなのですが、自然体験事業の状況、成果、一部やり方等を変えて、試みをしている  
事情等もございますので、その辺についての点検・評価を行ったら良いんじゃないかということと、最後に、九段中等教育学校が本年度6学年全ての学  
年がそろそろという状況ですので、これは福澤委員からも、以前、教育委員会  
でご意見をいただきましたけども、この時点でその到達点なり成果なり課題  
なりを評価したらどうかという意見をいただきましたので、今のところ、こ  
の1から6番と、有識者の要望があった7番から11番までについて評価をさ  
せていただきたいと思っています。

そのほかに、本日、教育委員の先生方からご意見をいただいて、新たに、  
課題等があれば盛り込んでいきたいと思えますし、あとは庁内の関係部署等  
の意見も踏まえながら、最終的に評価項目を決めていきたいというように考  
えています。

以上、評価についての協議のご提案でございます。

市川委員長  
総務係長

はい。追加の説明はありますか。

それでは、ただいまの発言に補足しまして、今後の予定を申し上げたいと  
思います。

次に第2回のスケジュールでございますが、9月7日月曜日午前10時から  
予定しております。これにつきましては、先ほどお話しした、点検・評価の  
項目について各課長から事務事業の説明を聴取するという予定であります。

次の第3回ですが、10月5日月曜日、同じく午前10時より。これについま  
しては、現在のところ、学校等々の施設の調査といたしますか、視察といま  
すか、そういうものを予定しております。

以上でございます。

市川委員長

はい。何かご質問等、ご発言がありましたらどうぞ。

特には、よろしゅうございますか。

福澤委員

九段中等教育学校のところ、これは私が総括したらどうかと言ったん  
ですが、その総括をこの時点でやるということですか。

教育長職務代理者

九段中等については、今年4月からやっと6学年そろったということで、  
まだ卒業生も出ていませんので、相対的な進学実績等までも含めた評価は  
できませんけれども、これまでの施設整備のあり方ですとか、それから、子  
どもたちに対する対応ですとか教育内容等について、現時点での概要を有識  
者の方にもご報告申し上げて、意見を踏まえながら、現時点での到達点、課題

なりを評価していこうということです。ですから、今年だけで終わるということではないんですけども、とりあえず今年度の評価項目の1つに挙げて、現時点での到達点について点検・評価をしていきたいという考え方です。

福澤委員

これをつくるときに、理想があったわけですね、こういう。その理想に対してどこまで到達したか、どういう点が予想以上によくいったとか、あるいはうまくいっていないとか、そういうことは、現実を見るということと、それから、立てた理想そのものがそれで良かったのかという反省ですよ。そういうこともやったら良いと思うんですよ。

教育長職務代理者

有識者の意見を踏まえつつ、最終的には教育委員会自身が評価する形になりますので、担当の事務局レベルの考え方ですとか、有識者の方の意見を踏まえつつ、最終的には、また、教育委員さんのご意見もちょうだいする中で、中等の教育についての課題なりを、今、福澤先生おっしゃったように、当時掲げた理念と、その後の状況、また理念そのものがどうなのかということを含めて、ご趣旨のとおり、点検させていただきたいと思います。

福澤委員

よろしく願いいたします。

市川委員長

いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、本件につきましては、今、教育長職務代理者から発言のあったとおり、十分検討を重ねて進めていただきたいということにさせていただきます。

次に、育成・指導課長から、平成22年度～平成23年度にかけて使用する中学校・中等教育学校前記課程用の教科用図書採択、ほか2点について。これ、一括して説明をしてください。

育成・指導課長

教科書採択関係、3本、少々お時間をちょうだいしますが、よろしく願いいたします。

まず、中学校用教科用図書採択、いわゆる中学校用教科書の採択についてでございますが、既にご了解いただきましたように、中学校用教科書は、平成24年度学習指導要領改定に向けまして、教科書会社が平成24年度から使用する教科書を全面改訂するというので、今回出版されている教科書は、全社とも内容を変えておりませんので、前回の採択で作成しました調査研究資料や選定委員会資料を活用し、採択をお願いすることになります。ただし、社会科の歴史分野につきましては、今年、新たに1社、検定を通りましたので、この新たな検定本につきましては、今回、調査研究を行いました。その結果をお手元の調査研究資料、選定委員会資料に追加させていただきましたので、これを含めてご検討、ご判断いただきたいと思います。

それでは、詳細につきましては、統括指導主事から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

育成・指導課統括指導主事

それでは、私のほうで補足をさせていただきます。

資料の「千代田区立中学校・中等教育学校前期課程使用教科書（平成18年度～21年度）」という、これが現行で使用している教科書でございます。平

成17年度に当時の教育委員の皆様方に慎重な審議をいただいて、採択していただいた教科用図書でございます。

今年度につきましては、先ほど育成・指導課長からもあったように、社会科の歴史分野以外は新たな検定をした教科書というのはございませんので、前回と、多少、図版等は、年度が新しくなったり、更新はされているのですが、中身は変わっておりませんので、前回の調査研究資料を基本にというように考えております。

委員の方の机上にだけお配りしているのですが、この「平成18年度使用教科用図書 調査研究」、これが様式1というのがまずございます。この資料は、各中学校からすべての教科書について分担をして、調査研究をしてきた資料でございます。この中の歴史分野の中に、ちょうど枚数で言うと5枚目の次のところに、今回新たに検定を通った自由社の新しい歴史教科書に関する研究資料が追加されております。

それから、様式2というものでございますが、これは教科用図書調査委員会ということで、教科ごとに調査の組織を立ち上げているものでございますが、今回は社会だけを立ち上げて、調査研究を行いました。新たに検定を通った先ほどの教科書についての研究の資料を追加してございます。ちょっと、今ざっと目を通しただけではわからないと思いますので、後ほど目を通していただければと思います。

それから、様式3については、選定委員会の資料ということで、これは様式2の調査委員会の資料とともに作成されておりますので、この部分についても新たな検定を通った教科書について資料を追加させていただいております。

教科書の見本については、委員の前にブックエンドで立っているものが見本すべてでございます。これから、指導主事のほうで、現在使用しているものについては、少しお手にとってごらんいただきたいというように考えていますので、では、ちょっとご覧ください。

それから、あとは回覧になりますが、教科書に関するいろいろなご意見、前回の教育委員会では、教科書の展示会で寄せられたご意見をごらんいただいたのですが、教育委員会のほうに、いろいろな各方面から、現在、本日まで届いている色々な意見がございますので、それについては回覧をしたいと思います。

それから、ちょうど堀口委員の前にある白い本ですが、それは東京都のほうで調査研究した資料でございます。これは後ほど説明します特別支援学級あるいは高等学校のものが主なのですが、今回の新たに検定を通った社会科の教科書を含めて、東京都のほうで調査研究した研究資料でございます。なお、教科書の見本につきましては、次回の教育委員会での採択までの間、教育長室に、いつでもご覧いただけるように置いておきますので、お時間のあるときに、またじっくりご覧いただければというように思っております。

中学校の採択の資料については以上でございます。

市川委員長 説明は以上ですね。

育成・指導課統括指導主事 何かご発言がありましたらどうぞ。

市川委員長 すみません、1つ追加の説明をさせてください。

育成・指導課統括指導主事 各中学校長会と中等教育学校の校長からの現行使用教科書についてのご意見をいただいております。

市川委員長 現在使用している教科書を来年、再来年使用するということを含めて、特に問題はございませんというように言われております。

育成・指導課統括指導主事 はい。次回に決定するということですね。

市川委員長 はい。

堀口委員 急に積まれて、見ろと言われても、なかなか難しいね。

堀口委員 やっぱ、以前、扶桑社問題が教科書の問題になりましたね。それはもう、今、全体にこういうことはしないようにということが、一部から書面で来ているわけですね。

市川委員長 そうですね。

堀口委員 これは、今は全体に教科書問題を討論するところでは、ある程度常識的になっているんですか。これはあんまり、できるだけ排除してほしいということは、教育委員会などでもある程度肯定している、常識的なことですか。

育成・指導課長 その点につきましては、もちろん両面の考え方があって、採択してくださいという意見の方も多数いらっしゃいますし、逆に採択しないでくださいとご要望いただく方も数多くいらっしゃいます。ですから、本区の子どもたちの実情に合わせて、教育委員の皆様が目でご覧いただきまして、ご判断いただきたいと思っています。

育成・指導課長 詳細につきましては、先ほど統括指導主事からお話しさせていただいた資料に分析経緯結果が載っております。扶桑社と今回検定を通りました自由社のものについては、5ページあたりにあるんですけども、分析結果としては大体同じような傾向があるということです。

育成・指導課長 しばらくの間、次回の委員会まで教育長室に見本本を置いておきますので、随時お運びいただいでございいただければ、指導主事も説明をさせていただけるとお思いますので。現物も見ていただいで、ご判断いただきたいとお思います。

市川委員長 かいつまんで言うと、感想みたいなのはどういうことになっているんですか。

育成・指導課統括指導主事 今回、社会科の先生に調査研究を行っていただいでいて、6枚目のところに「平成22年度使用教科用図書 調査書」2ページ目の資料、調査書というのがございます。

市川委員長 6枚目ですか。

育成・指導課統括指導主事 はい、その様式1の6枚目。それから、様式2につきましては、4枚目のところになります。様式2については4枚目。様式3は様式2の資料をもとにつくられておりますので、ほぼ内容は重複しているところがあるんですが、様式2のところを参考にいたしますと、「多少、一面的な資料の取り上

げ方が目立って、学習指導要領の目標である多面的・多角的な考察に結び付かないのではないか。」それから、「バランスですとか、あと、現在使われていない表現が各所に見受けられまして、中学校の発達段階ということを考えますと、相応しくない語句の使用法。」それから、「特に世界の歴史に関する記述それから沖縄・北海道についての叙述が非常に少ない」といったものが、こちらの調査研究の要項で決められている観点のもとに分析した結果でございます。

市川委員長 ということでございますが、いかがでしょうか。

僕は歴史のほうは、ほかのこともそうだけどよく知らないんだけど、聖徳太子の話が出てきますよね、教科書に。聖徳太子というのは、もう、今や、学会では実在しないという説だというんですけど、本当なんですか。それは聞かれるほうも困るわけだけだろうけどね。

育成・指導課統括指導主事 まあ、そういった説もあるかもしれないですけど、あくまで学習指導要領に基づいて教科書がつくられておりますので。教科書の記述というものは、公正・中立というようにとらえております。

市川委員長 検定を通ったということでお察し願いたいと、そういうことですか、かいつまんで言えば。

育成・指導課長 そうですね。検定を通っていますから、今、定説になっているものを中心にしっかり押さえていくと。発達段階に応じては、例えば中等教育学校の後期になれば、新しい説なども教員が紹介しながら、両論併記のような形で、今こういう時代の流れがありますよと、今まではこういう考え方だったけども、こういう学説が出てきたよという勉強の仕方も進めています。

市川委員長 はい。いかがでしょうか。

福澤委員 今の教科書は、実に読みにくいですね。今の子どもって、こういうのが頭に入るのかな。私ならこんな本を読んだって、全然頭に入らない。こんな、何かおもちゃ箱をひっくり返したような。本当に、さーっと読めないですね。

教育長職務代理者 かねて、イラストみたいなのに凝り過ぎなのかもしれないですね。

福澤委員 ねえ。

市川委員長 検定は通っているんでしょうけれども、だからといって、子どもたちの学習の面で、それが良いのかどうなのか。学説が違っているような話について、あるいは、学説として取り上げられていないような話を教科書に載せたことは、検定を通っているから良いんでしょうけど。そういうことを事実として教えることはどうなのかということはあるんでしょうな、議論としてね。

では、よろしゅうございますか。よろしいですか。

堀口委員 もうちょっと、拡大があったら。

市川委員長 それじゃ、次に採択ということですので、そのときまで教科書を置いてあるようですので、必要に応じてごらんをいただくということにして、次のほうに行きたいと思います。

堀口委員 私は、やっぱり性教育がどれぐらいされているかなというのを知りたいですね。

市川委員長 育成・指導課長 それでは、報告の2番目ですかね、インフルエンザでしたっけ。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 いや、委員長、すみません。続いて、特別支援学級の教科書について、説明をさせてください。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 ごめんなさい。じゃあ、特別支援学級用の教科用図書について。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 それでは、お手元の配付資料の2ページ目、3ページ目、見開きになります。特別支援学級教科用図書というところをごらんください。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 これは平成22年度に使用する特別支援学級用の教科用図書についてでございます。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 まず確認ですが、選定の方法ですけれども、こちらにつきましては、「千代田区立小・中学校・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱」に基づきまして調査研究を行って、これをもとに教育委員会で採択するということは他の教科書と同じ流れなのでございますが、特別支援学級につきましては、子どもたちの発達段階や学習状況に応じて、一番適した教科用図書を使用するというので、使用期間というのは1年ごとに採択するというようになっております。それが、4ページ目になりますが、「平成22年度使用特別支援学級教科用図書選定について」という、この資料をごらんください。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 今のお話を前提にして、この選定の方法それから採択期間それから採択の原則というものを踏まえまして、特別支援学級の設置校長——小学校は千代田小学校、中学校は現在、神田一橋中学校なんです、その校長を中心に、子どもたちにとって一番良い教科書の採択ということを選定して、それを教育委員会で採択すると、そういった流れになっております。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 昨年度もお話ししたかもしれませんが、以前は107条本といって、学校教育法第107条と書いていたんですけども、昨年度から、学校教育法附則第9条というふうに法律が改正されましたので、附則9条本というような略称で呼んでいるんですが、そのことについてのご説明がここにあります。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 それをもとに、また前のページに戻っていただきたいんですが、その教科用図書の一覧がございます。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 小学校1年生・2年生につきましては、これは全種目、通常学級の使用教科書で行います。現状、1年生が平成21年4月現在、4名、今、千代田小のほうに在籍をしておりますけれども、この子どもたちにつきましては、来年度、第2学年に進級するわけですけれども、そこではその子どもたちの状況では、通常学級使用教科書を使用することで、授業をしていくというところがございます。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 1年生については、来年何名かということは、今のところは確定はできませんけれども、通常の学級の使用教科書ということになっております。

市川委員長 育成・指導課統括指導主事 来年の3年生、現在の2年生は在学は1名ですが、ここの教科用図書になります。国語、書写、社会、算数、それぞれ科目がございまして、発行者それから教科書名、それから一番右側にあります発達段階というものが区では



決められております。その説明は、右側のページの下のところA、B、Cという形でございます。Aについては、「話し言葉はないが、物事への興味や関心が出はじめ、簡単な物の分別が可能な段階にあるもの」。Bについては、「話し言葉をもち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念が分かる段階にあるもの」。Cについては、「簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省教科書では学習が困難な段階にあるもの」というように決めております。

このように、資料を読んでいただいて、ただ、ここでは体育については選定をされておられませんので、保健の分野になりますけれども、ここでは通常学級の教科書を使用するということになります。

第4学年については、現3年生が今のところ在籍がございませんので、転入等あった場合に、通常の教科書をということで考えております。

5年生・6年生については、このような、3年生と資料の見方については同様ですけれども、このような選定がされております。

続きまして、右側に行きますと、今度は中学校です。中学校については設置校のほうで、来年度、入学が予想されるお子様については、この教科書をということで選定をされております。2学年については、現在1年生の在学がございませんので、通常学級使用教科書で採用をしております。3年については、このままの状況で対応して、このような教科書の選定となっております。1年生、3年生について、音楽、美術については通常の学級で使用している教科書を使用する予定でございます。

この中のほとんどが、いわゆる、先ほど説明をした、通常学級使用教科書というものの以外は、学校教育法の附則第9条に規定されている一般図書に当たるものでございます。ただし、中学校第1学年の国語、これにつきましては文部科学省のほうで著作をもっている、通称「著作権本」となどと言われておりますが、その教科書でございます。

特別支援学級の教科書の選定資料については、以上でございます。

差し支えなければ、次に、九段中等教育学校の後期課程用の教科書の資料についてのご説明をさせていただきますが、いかがでしょうか。

はい。差し支えないから、説明してください。

それでは、続きまして、ページをめくっていただいて、「平成22年度使用千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書の選定一覧」というのをご覧ください。

こちらは、高等学校の教科書ということで、ここに中学校の全社の見本があるんですが、高等学校は検定を通った教科書、全社合わせますと、300冊以上の種類になります。その中から選んでいるような形になっております。本年度で、中等教育学校の教科書採択については四度目になりますが、最初の年は、来年度の4年生の教科書、次の年は4年生と5年生、昨年度は4年生、5年生、6年生の教科書を選ぼうということになっていて、今年も4年生、5年生、6年生ということですので、新たな教科・科目についての教科

市川委員長  
育成・指導課統括指導主事

書を採択したというところはございません。

ただ、冊数が多くなって非常に複雑になってまいりますので、今、これも教育委員の手に配付させていただいております平成22年度使用千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書の選定理由書、これも非常に分量がたくさんございます。九段中等教育学校のほうで、特別支援学級と同じような形で教科書を選んで、教育委員会で採択していくという流れになりますが、この教科書を選んだ教科・科目、それから、教育課程上の位置づけ、それから、これは教科書の発行者番号ですとか記号ですとか教科書名になりますが、それから、使用学年、それを選定した理由というものが記載をされております。これもちょっと膨大な量にはなりますけれども、九段中等教育学校の生徒の状況に一番合った教科書ということで選定したということです。

それから、現在、九段中等教育学校で使われている、つまり平成21年度使用されている教科書についての感想とございますか、先ほど中学校と中等の前期については、各学校の校長からもご意見をいただいているところなのですが、こちらの中等教育学校の後期課程についても、現在使っている教科書についての使用状況について記載がされております。使用上の感想ということで記載がされております。

これがもう一束、委員の机上には配付されていると思いますので、この資料をもとに、先ほどの選定一覧に戻ってごらんいただければと思いますが。例えば、国語総合、一番上の教科書ですが、これは使用学年が4年生と6年生、これは平成22年度の4年生と6年生で使用するということになっております。6年のところに下線が引いてありますが、これは今年度はこの教科書は4年生が使用しているんですが、新たに使用するようになった学年については、このように下線を引いてございます。ですから、国語の古典については、5年・6年というように2学年で使用していますけれども、来年度から新たにその学年で使用するということになっているものについては、下線を学年のところに引いてございます。

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、それから裏面をめぐっていただいて、外国語、情報、家庭というように、教科ごとに並んでおります。

備考欄についてですが、そこに「替」という字がありますけれども、これについては、今年度の4年生、5年生、6年生が使用しているものから採択替えを行ったものです。

また、中等教育学校で現在使用している教科書もございますので、実際に手にとってごらんいただければと思います。

参考として、右側になりますが、平成22年度からの実施予定の教育課程、これについては来年度の、1年生から書かれていますが、4年生、5年生、6年生がこういったカリキュラムでいきますということで、今年に比べて、多少学年の順番の入れかえとか、そういうことは生じていますけれども、基本的には、大きなカリキュラムの内容の変更はございません。ただ、順番の

入れかえによって、先ほど学年に下線を引いたように、多少、この学年でも使用することになっているということが、こういった状況では生まれてくるということでございます。

一番後ろには、参考に、昨年度採択をしていただいた、小学校の教科用図書の総括の一覧を載せさせていただいております。

資料の説明については以上でございます。

市川委員長

はい。何かご意見はございますか。

これ、僕の記憶が確かであればという話なんだけれども、去年も英語かなんか、九段中等教育は変えましたよね。今年も「替」というのがここに出ていんですけども、その理由というのは何か聞いていますか、どうして変えるのか。必要に応じて変えるんだろうから、聞いても余り意味がないのかもしれないかもしれません。

育成・指導課統括指導主事

こちらの選定理由書のほうを見ていただくと、前の教科書がこうだったからこれにしたというようなつくりの理由にはなっていないんですけども、教科書を新たに見本を見ていって、現在の子どもたちにとってはこの点が最適であろうというところの選定理由になっております。

ちょうど、選定理由書で言うと、11ページ全体あるんですが、9ページ目から教科書は始まっております。

市川委員長

12ページですか。

育成・指導課統括指導主事

9ページのところでですね。

生徒の進路の問題ですとか、授業でやりながらですとか、あるいは、教科の中で、英語科の教員というのも数がたくさんいるんですけども、色々な教科書を使ってというようなところもあると思いますので、結果的には変わってきているというところがあるんだと思います。

市川委員長

はい。英語みたいなものというのは、数学やなんかと違って、段階を追ったり、ぱっと飛んだりするものじゃないからということなんでしょうな。こっちの教科書のほうがうちの生徒に合っているということであれば変えたいと、こういうことでの理解でいいんですかね。

福澤委員

そういうことでしょうか。

市川委員長

よろしいですか。

(了 承)

市川委員長

あとは小学校のほうですか、説明は。

育成・指導課統括指導主事

それについては参考です。

市川委員長

はい。それでは、本件についてはよろしゅうございますかね。教科書。次回というと、8月の終わりですね、採択はね。

わかりました。

## ◎日程第2 報告

副参事（特命担当）

### (1) 新型インフルエンザ

市川委員長

それでは、なければ、次の報告事項に移りたいと思いますが、報告事項は、副参事から、新型のインフルエンザについて説明してください。

副参事(特命担当)

それでは、お手元の資料、「九段中等教育学校におけるインフルエンザ対応について」と、あと、机上配付をいたしました、一覧の発生状況のものも見比べていただければと思います。資料のほう、とじたところに、対応についてのものでございまして、机上配付で1枚、一覧表みたいな形のもを配付してございます。両方をご覧いただきながらと思っております。

一覧表は各学年、クラスごとに、23日から27日まで、生徒がこういう形でインフルエンザ、あと、発熱等の発症の状況があったという表でございまして、これは後ほど回収をさせていただきたいと思っております。この2枚を見比べながら、ご説明を申し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、中のほうの資料でございまして。インフルエンザの対応につきまして、まず1番目に、九段中等教育学校におけるインフルエンザの発生状況、そちらをこの表でご説明申し上げます。

23日に発熱の者が1人、2人いたということでございますが、その前までは、九段中等教育学校ではそういう状況には全くございませんでした。24日になりまして、2年4組の①というように書いてございますけれども、急遽、授業中に発熱の状況が出まして、ちょっと既往症もございましたので、救急病院のほうに救急車で搬送、ただ、その既往症がありましたので、かかりつけの病院のほうに救急車のほうで転送したところでございます。そのときに、やはり、熱のほうが高かったものですので、入院をするというような形になっております。この方の状況から、インフルエンザの感染の疑いが多少出てきたというようなところでございます。

25日にそのほかの調査をしまして、2年4組で発熱による欠席者が大分増えてきたというところ、あと、先ほど入院をした生徒につきまして、入院が必要な高熱で、インフルエンザA型の陽性が出たということで、新型インフルエンザのPCR検査をかけるという形、こちらは入院サーベイランスに基づいて、こちらのほうのPCR検査をかけるという形がございました。こちらのほうは、多摩のそちらの保健所のほうから都の検査センターに持ち込みをするということで、25日の午後3時に持ち込みをしまして、検査結果につきましては、25日の午後9時になればわかるというような形でございます。

そういう形でございまして、あと、26日の日曜日、休みの日でございましたけれども、そのような25日の対応がございましたので、学校側のほうで何かあったら連絡をという形を生徒のほうに持たせましたところ、2年4組で発熱という形の方が大分増えてきたというところでございます。

そして、27日の月曜日、これが最終日の扱いでございましたけれども、この日になって、2年4組以外、3組、2組、また、1年生のほうからも発熱

の状況が出て、お医者さんに行くと、インフルエンザA型の陽性という検査の結果が出たという形でございます。この検査につきましては、翌日になって、また保護者の方からご連絡をいただいて、A型の陽性でしたというような形のご連絡をいただいたものを記入しているような状況でございます。

発生状況はそのような形で、大分増えてきたような状況でございます。

また、もとのこちらのほうの表に戻っていただきたいのですが、そのような形で、入院サーベイランスの関係でPCR検査をかけましたが、25日になりまして、かなり発熱の発生が多くなってまいりましたので、クラスターサーベイランスをかけるということで、都の検査センターのほうに、27日月曜日の午後1時に持ち込みました。この結果判定につきましては、27日月曜日の午後8時に結果が出たところでございます。お一人については新型インフルエンザの陽性、もう一人につきましては、ちょっと判定がまだ不明、検査検体等の量等によりまだ不明ということで、本日の午後1時から7時、判定予定。午後1時では判定の結果が出ておりませんので、この後7時ごろになって判定が出るというような形になっております。

この間、九段中等教育学校の行事予定でございますが、27日が第1学期の最終日ということで、この日は全校集会・学年集会・大掃除が予定されているところでしたが、全校で集まるという形のは、今回、感染の発生を抑えるという観点から望ましくないということで、学級ごとの担任の先生からのお話になって、その日はもう、すぐに帰したというようなところでございます。

あと、28日から31日までにつきましては、前期課程、中学生の1年生から3年生につきましては、勉強合宿が予定されていたところでございます。8月3日から7日につきましては、今度は後期課程、高校の2年生、4年生部分でございますけれども、これが至大荘への合宿が入っているところでございました。

この間、教育委員会で、学校とともにどのような対応をしたかということでございますが、24日に、そのような状況で入院のほうの生徒さんが出たという連絡を受けまして、対応を検討しながら、25日、担当部長、課長が揃いまして、対応を重ねたところでございますが、その際には、学校から、下校時、この日は土曜日でございましたけれども、午前中で授業は終わりますけれども、2年生のほうにはチラシを配付いたしまして、今後、新型インフルエンザの対応について、しっかりするというような形のチラシを配ったところでございます。そして、午後になりまして、勉強合宿、学級閉鎖、2年4組が非常に発熱の発生者が多くなりましたので、インフルエンザ様疾患という形で学級閉鎖をかけるということを決定したところでございます。それに続いて、勉強合宿についても、同じく2年4組につきましては不参加を決定いたしまして、25日の夜、夜間緊急連絡網で、2年4組の生徒の保護者について、そのような連絡をしたところでございます。

そして、26日の朝8時半に対策の担当部長、課長が揃いまして、このPC

Rの25日に持ち込みました検査結果を受け、新型インフルエンザ陽性という結果を受けまして、部活動の停止等につきまして決定をしたところでございます。部活動につきましては、26日の日曜日から8月2日の日曜日まで、1年生から6年生まで、全クラス、全課程におきまして、部活動停止ということを決めたところでございます。

その後、27日の出席状況によりまして、そのほかの対応について決定をするということを決めまして、27日、出席の状況を学校と調整をいたしましたところ、2年生全クラス、3組、2組と、インフルエンザA型陽性の生徒が増えておりますので、2年生全クラスについては、勉強合宿の不参加を決定したところでございますが、その後、それに基づきまして、下校時、2年生全員にチラシのほうの配付をしたところでございます。

その後、帰した後に、保護者の方から、それぞれの生徒様の様子についての連絡がありまして、1年生におきましてもインフルエンザの陽性と発熱等の状況が出たということ踏まえまして、前期課程、1年から3年生、全クラスにつきましては、今回、勉強合宿の不参加を決定させていただいたところでございます。

そのような形で、教育委員会、学校からの対応としましては、2年4組を、27日月曜日、学級閉鎖を行い、勉強合宿につきましては、2年生全クラスだけではなく、1年生から3クラス、全クラスの勉強合宿の不参加を決定したところでございます。

報告につきましては、私のほうからは以上でございます。

教育長職務代理者

若干補足しますと、病院から都のほうに、新型インフルエンザの確定診断の届出が出されたのが昨日の夕方ございまして、それで、今回のケースが新型インフルエンザの集団発生という、きちんとした確定事例になりました。そのことと、それから前期課程全クラスの勉強合宿の不参加を決定したということ。それから、部活動についても、8月2日までの期間、中止したということ。この3点につきまして、区民の方に安心安全メールを通じて、昨日の19時ごろ流させていただいたのと、あと、区のホームページへ掲載し、マスコミ各社への情報提供もさせていただいたという経緯でございます。

市川委員長

何かご質問、ご発言がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

堀口委員

結構、情報としては、心配している方たちから入ってくるけれども、対応がしっかりしていらっしゃるので、安心されているようですね。ただ、これから先、どんどん冬場になっていくと、ますます増えることになって大変で、現在のような状況でなくて、本当に大変な時期に受験生がかかるというようなときのことまでいろいろ考えなきゃいけないということをお母様たちがやっぱり知っていないと。今までのインフルエンザとちょっと違うんですか。

参事(こども健康担当)

そうですね。現在、24日から医師の届け出の基準が変わりまして、今まで

は1例出ても報告ということがありましたが、集団発生であるということ、もう一つは重症例にポイントが定まりました。集団の定義というのは、10人以上の集団で7日以内に2人以上出た場合は、医師は、保健所に届け出を出さないといけなくなりました。その場合は、先ほど言ったように、確定検査、PCRといいますが、A型の迅速キットは、医療機関ですぐ判定できるんですが、確定検査は結構時間がかかりまして、6時間ぐらいかかり、保健所が東京都健康安全センターに持ち込んでいく流れになりました。

今のところ、ここまで広がってしまうと、今はもう、インフルエンザはほとんど、検査しますと新型インフルエンザだけが検出されて、季節性のインフルエンザはありません。これから冬にかけて、それプラス季節性のインフルエンザがはやってきますので、もっと蔓延はすると思うんですけど、秋の第二波に対する対策は、基本的には手洗いを遂行するとか、せきが出る方はマスクをすることとか、それから、不要不急の集会はしないほうがいいと言っておりますけど、それで完全に防げるかというところ防げません。やっぱり、ワクチンが投与できれば一番いいんですが、せめて季節性のインフルエンザワクチンは早目に受けてくださいということぐらいしか、今は言えないです。特に受験生のお子さんに対しては2回、ちゃんとインフルエンザのワクチンを受けていただきたいですね。

豚インフルエンザのワクチンは、今のところ、日本は生産が追いつきませんので、医療関係の方とかライフラインの方が優先的になるんじゃないかと思われま。アメリカは、現在、全国民に対して、精力的にワクチンを投与しようということで、対策をそれに一本化しています。ですから、集団で出ようと何しようと、そういうほうには全然制約はかけておりません。発病した方だけ治療しましょうということでやっています。日本と随分対策が違うんです。日本は、これまで、集団に対して、学校閉鎖とかを学校の判断でやっていたと思いますが、そこまで対策をとれるかどうか、もう限界に来ているのではないかという気がします。

それから、医師からの届け出も、毎日、医師が届け出を出さなくてはいけない状況になりますので、これも国のほうは、もう少ししたら対策を変更せざるをえない、こんなことやっていられないということでした。

はっきり申し上げますと、新型インフルエンザであっても、通常のインフルエンザと同じ扱いになったといたしましても、私が思いますには、やっぱり治療を早くしていただきたいと思えますね。インフルエンザらしいと思ったら、すぐにお医者さんにかかっていたきたい。メキシコとかで亡くなった方々は、今、南米で、ものすごくはやっていますが、貧しいと医療機関にかかれぬものですから、それで重症化して死亡するようです。また、基礎的な疾患を持った方も特に、そうでない方も、やっぱり危ないなと思ったら、すぐに。タミフルも48時間以内に投与されないとあまり効かないので早くかかるようにPRしていきたいなと思っております。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

◎日程第3 その他

市川委員長 | それでは、各課から報告事項はありますか。特にありませんか。  
なければ、教育委員さんから何かございましょうか。特に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 | それでは、本日予定していた議題はすべてこれで終了しましたので、以上をもちまして本日の定例会を閉会いたします。

次回は、8月11日を休会といたしまして、25日に開会をしたいと思えます。よろしく願いをいたします。

それでは、以上で終了いたします。ご苦労さまでした。